

1. はじめに

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島から成る北方四島は、我が国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない我が国固有の領土です。

一九五六年、日ソ共同宣言が署名され、両国間の国交が回復されてから既に五十年以上が経過しました。

この間、我が国は、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結することにより、我が国の重要な隣国との間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立するという基本方針を一貫して堅持し、粘り強くソ連及びロシアに働きかけてきました。

我が国固有の領土の返還に対する国民の要求には根強いものがあり、この要求は時間の経過とともに、ますます強まっています。

九一年四月には、ソ連の元首が初めて日本を訪問して十八年ぶりに日ソ首脳会談が行われ、その共同声明において、北方四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で明確に確認されるとともに、平和条約締結作業の加速化の重要性が強調されました。

九一年夏以降ソ連の国内情勢は急激に流動化し、八月の政変と共産党支配の終焉を経て、ついに十二月、ソ連は崩壊するに至りました。それ以降、ソ連との間で行われてきた領土返還交渉は、ロシア連邦との間で継続されています。

ロシア政府は、ソ連からロシアが引き継いだ領土問題につき新たなアプローチを提示しました。この新たなアプローチにおいては、

第一に、今日の世界における肯定的変革により、もはや第二次世界大戦における戦敗国、戦勝国との区別など存在しない新たな国際秩序が現出しつつあるとの認識が強調され、第二に、過去に締結された国際合意を尊重することを含め、領土問題の解決に当たっては「法と正義」が重要な原則となることが強調されました。

このようなアプローチは歓迎すべきものです。日本政府としては、これに応じて北方領土問題の解決に当たって柔軟でかつ理性的な対応をとってきました。

第一に、北方領土に現在居住しているロシア国民については、彼らの人権、利益及び希望は北方領土返還後も十分に尊重するとの考えです。北方領土の日本人の島民はスターリンにより強制退去させられました。その悲劇を経験した日本人は、現在北方領土に居住している人々が同じ悲劇を味わうことのない解決を、ロシア政府と共に講じていきます。

第二に、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の日本への帰属が確認されることを条件として、実際の返還の時期及び態様については、柔軟に対応するという考えです。

九三年十月のエリツィン大統領領訪日時には、日露両政府の首脳間で東京宣言が署名されました。東京宣言では、北方四島の島名を列挙して、領土問題はこれら四島の帰属に関する問題であると位置付けたこと、領土問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決すると

の明確な交渉指針を示したこと、ロシアがソ連と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本とソ連との間のすべての条約その他の国際約束は日本とロシアとの間で引き続き適用されることを確認したこと、「全体主義の遺産」、「過去の考え方の克服」という考え方がうたわれたことにより、新生ロシアとの領土問題解決に向けての新たに前進した交渉基盤が確立されました。

九七年十一月のクラスノヤルスクにおける首脳会談では、「東京宣言に基づき、二〇〇〇年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」ことで合意しました。また、九八年四月の静岡県伊東市川奈における首脳会談では、平和条約が「東京宣言第二項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、二十一世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべき」ことで一致しました。

さらに、九八年十一月に、小淵総理が我が国の内閣総理大臣として二十五年ぶりにロシアを公式訪問した際には、両首脳は、二十一世紀に向けて日露関係を全ての分野において進展させ、両国間に「創造的パートナーシップ」を構築していくことをうたったモスクワ宣言に署名しました。

クラスノヤルスク合意で目標とされた二〇〇〇年という期限は過ぎましたが、二〇〇一年には、三月にイルクーツクにおいて日露首脳会談が行われ、イルクーツク声明が署名されました。この声明では、両国がこれまで平和条約締結に向けて全力で取り組んできた結果を総括するとともに、今後の平和条約交渉の新たな基礎を形成しました。

また、二〇〇三年一月には、小泉総理がロシアを訪問し、プーチン大統領との間で、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結

し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意」が確認されるとともに、日露間の幅広い分野での協力の方向性を取りまとめた「日露行動計画」が採択されました。

二〇一〇年六月、ムスコカ・サミットの際に行われた日露首脳会談では、菅総理から、領土問題の解決は六十五年以上にわたる我が国民の悲願であり、この問題の最終的な解決のために首脳レベルで前進を図っていきたい旨述べたのに対し、メドヴェージェフ大統領は、領土問題は、両国関係の中で最も難しい問題であるが、解決できない問題ではない、双方に受入れ可能な、建設的な解決策を模索していききたい旨述べました。

このような首脳レベルのやり取りの一方で、近年、ロシア政府は北方四島を対象とした社会インフラ整備事業を進める姿勢を強めています。また、二〇一〇年十一月一日には、メドヴェージェフ大統領が、ソ連・ロシアの首脳として初めて北方領土（国後島）を訪問しました。その直後に行われた横浜APECの際の日露首脳会談では、菅総理から、大統領による国後島訪問は、我が国の立場、そして、日本国民の感情から受け入れられないとして抗議をしました。しかしながら、その後もロシア政府は北方四島のインフラ整備事業を進める意向を示し、また、関係閣僚の訪問を行っています。日本政府としては、北方四島の占拠の固定化につながるような動きについては北方四島が我が国の固有の領土であるという我が国の立場と相容れず、ロシア側に遺憾の意を伝達してきています。

領土は国家、国民にとって基本的な問題であり、今後の日露関係を真に安定的なものにするためには、是非とも北方領土問題の早急な解決が必要です。そのためには、北方四島が当然我が国に帰属すべき領土であることにつき、国民一人一人に正しい認識を深めてい

ただくことが大変重要であると考えます。以下、北方領土問題の経緯を、北方領土の歴史、戦前、戦後の諸宣言・諸条約などにおける北方領土の取扱い、ソ連及びロシアとの外交交渉を中心に説明することとします。

2. 第二次大戦までの時期

我が国はロシアより早く、北方四島、樺太及び千島列島の存在を知り、既に一六四四年には、「クナシリ（国後）島」「エトホロ（択捉）島」等の地名を明記した地図（正保御国絵図）が編纂され、幾多の日本人がこの地域に渡航していました。我が国の松前藩は、十七世紀初頭から北方四島を自藩領と認識し、徐々に統治を確立してきました。

これに対しロシアの勢力は、十八世紀初めにカムチャッカ半島を支配した後によく千島列島の北部に現れて我が国と接触するようになりました。一七九二年にはロシアの使節ラクスマンが北海道の根室に来訪して我が国との通商を求めています。

このようなロシア勢力の進出に伴い、当時の幕府は、「鎖国の祖法」を理由に通商を拒否しつつ、近藤重蔵、間宮林蔵らを国後島、択捉島や樺太にそれぞれ派遣して実地調査を行い、これらの地域の防備に努めるとともに、択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、これらの島々を統治しました。

他方、ロシアも千島列島に遠征隊を送って調査を行ったり、露米会社などを通じて進出を図りました。しかし、ロシアの勢力がウルツプ島より南にまで及んだことは一度もありませんでした。これは

前述のように、幕府が択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、現実にこれらを統治していたからです。

なお、この点に関しては、ソ連ないしロシア側の資料の中でも、「クリル列島」の南端の植民地化のために十分な力を持っていないロシアが、既に十九世紀初頭において、ウルツプ島と択捉島を分けるフリーズ海峡をもつて「クリル」地域における勢力圏を日本との間で分割することを念頭に置いていたことが明らかになっています。

一八五五年二月七日、我が国は、米、英に続きロシアとの間に通好条約を結んで国家間の交流を開始しましたが、この条約は、当時自然に成立していた択捉島とウルツプ島との国境をそのまま確認するものでした。当時のロシア皇帝ニコライ一世自身も、条約締結以前から両国の国境を「択捉島とウルツプ島の間」と考えていましたし、ロシア側の全権代表プチャーチン提督も条約に調印するに際



日魯通好条約批准書露文

し、「将来の紛争を避けるため細心の調査を行った結果、択捉島は日本国の領土であることが証明された」と述べています。日露両国は、このように全く平和的・友好的な形で合意を達成したのです。また同条約においては樺太島については、日本国とロシア国との間には国境を設けず、これまで